

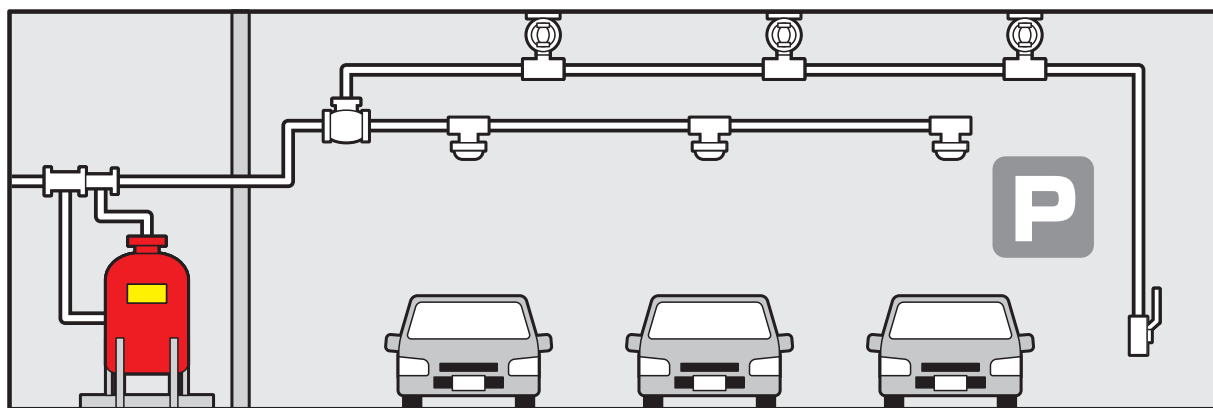
都内に駐車場をお持ちの方へ PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業

東京都では、都内におけるPFOS及びPFOA排出リスクの低減を目的とした、PFOS等含有泡消火薬剤を交換する際の「**新しい消火薬剤の購入**」及び「**撤去した消火薬剤の処理**」に要する費用の一部を**補助**します。

対象となる消火設備

次に掲げる要件を満たす固定式泡消火設備

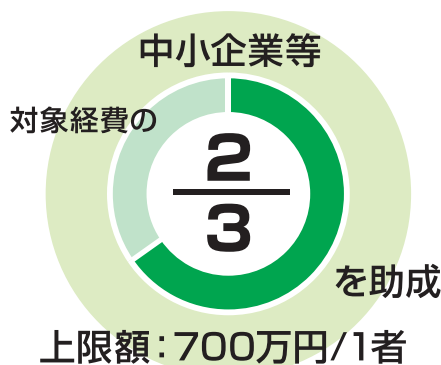
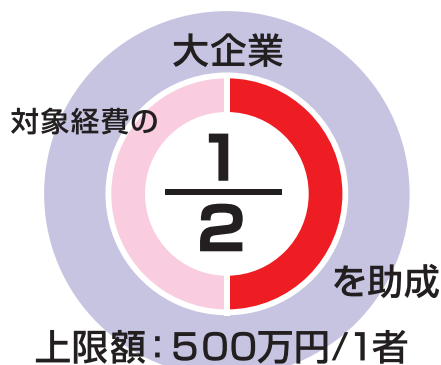
- ① 都内の駐車場に設置され、PFOS含有泡消火薬剤またはPFOA含有泡消火薬剤が充填された消火設備
- ② PFOS等非含有泡消火薬剤(新品)に入れ替える消火設備



補助対象事業者

上述の「対象となる消火設備」を所有する事業者
(大企業、中小企業、マンション管理組合、その他公益法人等)

補助率・上限額



※事業の詳細は、裏面または当事業HPIに掲載している交付要綱等をご確認ください。

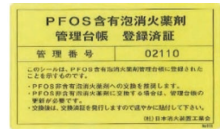
事業概要

補助対象経費

- ①補助対象機器(薬剤、フォームヘッド)の購入費、据付費等工事費(※)等
 - ②配管等の洗浄に要する費用
 - ③撤去したPFOS等含有泡消火薬剤の処理に係る費用
- (※)配管の交換・修復等の工事は補助対象外です。

補助条件

- ・一般社団法人日本消火装置工業会が発行する『PFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証』(例: 図①)又は『泡消火薬剤管理番号シール』(例: 図②)が貼付されている設備であること。
- ・PFOS等非含有泡消火薬剤への交換完了後に、『泡消火薬剤管理番号シール』(例: 図②)に新たな型式番号等を記載すること。
- ・交換されたPFOS等含有泡消火薬剤や薬剤が溶けた水溶液等の処理について、環境省が示す「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って適切な処理を行うこと。 ※詳細は、交付要綱等をご確認ください。



図①



図②

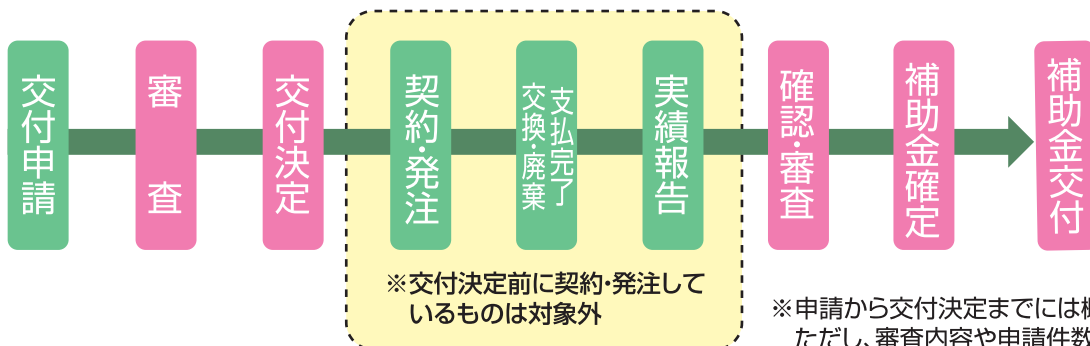
申請方法

- 申請書類は、原則Eメールでご提出ください。
- ※郵送をご希望の場合は、事前にヘルプデスクへご連絡のうえ簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。
 - ※予算の限度額に達した時点で、受付を終了します。

申請期間等、詳細はホームページをご確認ください。

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は東京都環境公社が実施します。



事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。
<https://www.tokyokankyo.jp/apply/pfos/>

東京都環境公社 PFOS



公益財団法人 東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係
PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業ヘルプデスク

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

お問い合わせ: 03(3633)2282 【受付時間: 平日9:00~12:00 13:00~17:00】

HP: <https://www.tokyokankyo.jp/> E-mail: kaizen-pfos@tokyokankyo.jp

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

